横浜保育室認可移行計画書事務取扱要領

制　　定　平成25年12月27日　こ保整第987号（局長決裁）

最近改正　平成29年11月28日 ここ施第999号（局長決裁）

　（趣旨）

第１条　この要領は、横浜保育室（横浜保育室事業実施要綱（平成９年４月１日福保推第18号）第６条の規定により認定を受けた保育施設をいう。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する「子どものための教育・保育給付」の対象となる施設又は事業（以下「保育所等」という。）へ、平成34年度末までに移行することを目指し、目標年度を定め、設備面での課題解決や保育士確保を図ること等を踏まえた、移行のための計画策定に関する事務の取扱いを定めるものである。

　（対象施設又は事業）

第２条　移行のための計画策定の対象となる施設は、次のいずれかの施設又は事業に移行する場合に限るものとする。

　(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所

　(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園

　(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業

　（移行計画の策定）

第３条　保育所等への移行を計画する横浜保育室の設置者は、次の各号の事項を記載した「横浜保育室認可移行計画書」（第１号様式）（以下「移行計画書」という。）を作成し、横浜市長あて提出しなければならない。

　(1) 移行方針

(2) 施設課題への対応方針

(3) 移行完了予定年度

(4) 設置者の財務状況

(5) 資金計画

(6) 移行後の設置主体（設置主体が個人又は任意団体である場合においては、法人を設立し、設置主体とする計画とすること。）

(7) 入所児童数調整計画

(8) 保育士確保計画

(9) その他市長が定めた事項

　（移行計画の承認等）

第４条　市長は、移行計画書の提出を受けたときには、計画の内容について審査し、その内容を適当と認めるときは、「横浜保育室認可移行計画承認通知書」（第２号様式）をもって、設置者あて承認の通知を行うものとする。

２　市長は、移行計画書の審査の過程において必要と認めるときは、資料の提出及び計画内容の変更を求めることができる。

３　市長は、計画の内容が不適当と認めるときは、「横浜保育室認可移行計画不承認通知書」（第３号様式）をもって、設置者あて不承認の通知を行うものとする。

　（移行計画の変更）

第５条　横浜保育室の設置者は、移行計画の内容を変更しようとするときは、「横浜保育室認可移行計画変更協議書」（以下「変更協議書」という。）（第４号様式）をもって、市長あて事前に協議しなければならない。

２　市長は、変更協議書の提出を受けた時には、計画の内容を審査し、承認又は不承認について「横浜保育室認可移行計画変更協議結果通知書」（第５号様式）をもって、設置者あて通知するものとする。

３　市長は、変更協議書の審査の過程において必要と認めるときは、参考資料の提出及び協議内容の変更を求めることができる。

　（移行計画の進行管理）

第６条　市長は、必要と認めるときには、移行計画の承認を受けた設置者に対し、移行計画期間中における移行のための準備活動計画やその実施状況について、報告を求めることができる。

　（責務）

第７条　市長は、横浜保育室の認可移行のため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

２　横浜保育室の設置者は、提出した移行計画に基づき、計画期間内の保育所等への移行に向けた活動を行うよう努めるものとする。

　（雑則）

第８条　この要領に定めるもののほか、移行計画書の事務取扱いに関し必要な事項は子育て支援部長が定める。

附　則

この要領は、平成26年１月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成29年11月28日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際に改正前の横浜保育室認可移行計画書事務取扱要領の規定により承認を受けた計画については、平成30年３月31日までの間、有効なものとして取り扱う。